

保護者の皆様へ

令和3年度就学援助制度について(市立学校を除く)

川西市では、義務教育年齢のお子さんがある世帯で、経済的な理由により、教育に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、その費用の一部を援助します。

下記の所得基準額を参考に、該当する方は申請してください。

1 就学援助を受けることができる方

世帯の中で所得のある方全員の令和2年分《令和2年1月～令和2年12月分》の総所得金額の合計が、次の所得基準額以下の方(同一住所居住者は原則世帯人数に含め、所得は合算します)

(純損失、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び雑損失の繰越控除をしないで計算した金額)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	1人増すごとの 上乗せ金額
所得基準額	2,124,000円	2,320,000円	2,808,000円	3,240,000円	3,647,000円	4,127,000円	480,000円
収入額(目安)	315万円以下	343万円以下	406万円以下	460万円以下	511万円以下	570万円以下	参考金額

(所得基準額を超える方は、申請不要です)

所得確認の参考資料

- ア 「令和2年分の源泉徴収票」...給与所得控除後の金額欄
- イ 「令和2年分の確定申告書控」...所得金額の合計欄
- ウ 「令和3年度 市・県民税所得・課税証明書」...合計所得金額欄
- エ 「令和3年度 市・県民税特別徴収税額の通知書」...総所得金額欄

上記の金額を超えていても、何らかの経済的な理由で、就学させることが困難になった方
就学・給食課までご相談ください(理由により、別途書類を提出していただく場合があります)

2 申請手続き

申請期限

令和3年6月4日(金) 必着

(注)6月5日(土)以降に届いた申請は、受付月の翌月からの援助となります。

提出先

川西市教育委員会事務局 就学・給食課 (川西市役所3階 5番窓口) 郵送可

添付書類

1. 振込先が確認できる通帳のコピー (申請者は必ず提出してください)
2. 令和3年1月1日現在、他市町村に住民登録をされていた方は、上記ア～エのいずれかの書類を必ず提出ください。(川西市に住民登録があった方は不要です)

世帯全員分が必要です(ただし、16歳以上で収入がなく、かつ添付書類において扶養であったことが確認できる方は省略できます)。

添付書類により、『年分』(ア・イ)と『年度』(ウ・エ)の違いがありますのでご注意ください。
添付された書類は返却できません。写しの添付を推奨します。

3 審査結果通知と援助開始月

7月頃に通知文書を発送します。認定された場合は、4月分から援助します。
ただし、転入等で期日までに申請された場合は、転入日の翌月分から援助します。

4 援助内容及び支給方法

支給額（お子さん1人につき）

- ・小学校 月額：5,500円
- ・中学校 月額：5,700円

支給時期

年3回に分けて振り込みを予定しています。

（1回目：8月末、2回目：12月末、3回目：4月末）

ただし、特別支援学校に就学されている方については、この限りではありません。

支給方法

申請書に記載された口座に振り込みます。

5 生活保護受給世帯について

生活保護受給中の方は、修学旅行費のみ支給対象です。小学6年生または中学3年生のお子さまがいる世帯は、申請書に記入の上、提出願います。

6 注意事項

表面の所得基準額を参考に、該当する方のみ申請してください。

他市町村へ転出した場合、転出月分までが支給対象です。

7 その他

・提出前に記入内容、添付書類をもう一度ご確認ください。

・申請後、以下の場合は届出が必要です。

- 住所を変更したとき
 - 世帯構成に変更があったとき
 - 振込口座に変更があったとき
 - 保護者が変更になったとき
 - 生活保護の受給を開始したとき
 - 氏名変更したとき
- 他、何か変更等が発生したとき

8 お問い合わせ・申請先

〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市教育委員会事務局 就学・給食課

電話：072-740-1256